

ホテルNo.1高知よさこい期間特別規約

8月9日、8月10日、8月11日、8月12日の4日間をよさこい期間とします。
よさこい期間の宿泊料金は特別料金となります。

第1条 よさこい期間の宿泊申込（予約）について

【予約開始日時】

2020年のよさこい期間の予約開始日時は2020年2月1日正午から行います。

2 【予約方法】

電話による予約、もしくはインターネット経由での予約を承ります。

3 【予約の完了】

予約は、宿泊申込者（予約者）による入金期日までの入金及び、ホテルの確認をもって完了とします。

4 【入金の確認できない場合】

期日までに入金を確認できない場合は、キャンセル（予約取消）扱いとさせていただきます。

第2条 請求書発行、予約金の入金について

【請求書発行】

ホテルはよさこい期間の宿泊申込者に対し、請求書を発行、発送致します。

2 【入金期日】

入金期日は宿泊申込があった日から21日後までとし、請求書に記載致します。

申込者は期日までに請求金額を入金してください。

3 【費用】

振込による入金を行う場合の振込手数料は宿泊申込者の負担とします。

また、入金に伴いその他の費用が発生する場合は、それらの費用は宿泊申込者の負担とします。

第3条 予約完了後の予約取消（キャンセル）、予約変更等について

【予約完了後のキャンセル】

予約完了（入金済み）後のキャンセルについては、返金を行いません。

但し、よさこい祭りの開催が中止もしくは延期となった場合のキャンセルについては、

第3条（4）の定めに準じます。

2 【予約完了後の予約変更】

増員、増泊については新たな宿泊申込として取り扱います。

減員、減泊については返金を行いません。

3 入金期日までに入金完了しなかった場合

入金期日までに入金を確認できない場合は、キャンセル扱いとなります。

また、請求に対し一部入金がされている場合は、入金されている金額分のみの予約完了となり、

入金がされていない宿泊申込についてはキャンセル扱いとなります。

4 よさこい祭り開催中止並びに開催延期（開催期間変更）の場合のキャンセルに関しては、キャンセル料50%をいただきます。

第4条 返金について

返金を行う場合、振込もしくはフロント対面で現金返金を行います。

振込により返金を行う場合の振込手数料は宿泊申込者の負担とします。

また、返金に伴いその他費用が発生する場合は、それらの費用は宿泊申込者の負担とします。

ホテルから返金を行う場合、返金金額から振込手数料を差し引いたものを返金致します。

第5条 領収証発行について

銀行振込の場合

振込んだ際の振込用紙を領収証の代りとしてください。

2 ホテルにて入金の場合

領収証については、フロントにて発行致します。

3 インターネット決済の場合

各インターネットサイトより発行される領収証を取得してください。

第6条 その他

よさこい期間における新たな事項等がある場合はホテルの自社ホームページにてお知らせします。

第7条 予約完了後の宿泊者変更について

当初予約の宿泊者が変更になった場合

申込者は、ホテルに遅滞なく、新たな宿泊者の氏名等必要な情報をお知らせ下さい。

(必ず申込みの方から連絡をお願いします。申込者からの変更の確認が取れない場合は、宿泊者変更はできないものとします。)

第8条 本規約はよさこい期間に限った特別規約です

個人において、本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈につき疑義を生じた事項は、

ホテルの宿泊約款、法令その他慣習などを総合勘案し、ホテルと予約者は互いに協議の上解決するものと

します。団体においては、本規約に定めのない事項については、ホテルNo.1グループ団体取扱規約に準じます。

また、ホテルNo.1グループ団体取扱規約並びに本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈につき

疑義を生じた事項は、ホテルの宿泊約款、法令その他慣習などを総合勘案し、ホテルと予約者の代表は互いに

協議の上解決するものとします。なお、団体取扱規約第6条(2)の違約金の条項については本規約に於

いては該当しないものとします。

以上

以下余白